新	旧
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)	(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)
第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。	第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。
総務財政委員会 10人	総務財政委員会 10人
略	略
市長公室の所管に属する事項	市政変革推進室の所管に属する事項
<u>デジタル市役所推進室の所管に属する事項</u>	デジタル市役所推進室の所管に属する事項
政策局の所管に属する事項	秘書室の所管に属する事項
総務市民局の所管に属する事項	広報室の所管に属する事項
財政・変革局の所管に属する事項	企画調整局の所管に属する事項
	総務局の所管に属する事項
	財政局の所管に属する事項
略	略
略	略
教育文化委員会 10人	教育文化委員会 10人
都市ブランド創造局の所管に属する事項	市民文化スポーツ局の所管に属する事項
略	略
略	略
建設建築委員会 9人	建設建築委員会 9人
略	略
都市戦略局の所管に属する事項	建設局の所管に属する事項

新	旧
都市整備局の所管に属する事項	建築都市局の所管に属する事項
略	略